

資料2

水循環企業登録・認証制度における 本業・社業の取り扱いについて

令和8年7月
内閣官房水循環政策本部事務局



水循環ACTIVE企業ロゴマーク

前検討会における主な意見

- 企業活動そのもの、営利活動自体が健全な水循環に役立っている場合、それを定量的に示すことができれば、積極的に認証していくべき
- 自治体との協働、他のステークホルダーとの連携、NGOやNPOとの連携など地域に貢献しているという観点で社業も認める方向に共感
- 今後はCSVも認めていくべき。高度な取組とチャレンジから頑張ろうという取組はしっかりと分けて評価

企業活動そのもの、営利活動(=本業・社業)の登録・認証について制度を見直し

現行の審査基準

- 本制度は、社会貢献的な取組を対象としており、本業・社業に留まっている取組は、登録・認証の対象としていない。

(参考)水循環企業登録・認証制度FAQの記載

本制度は、社会貢献的な取組について、登録・認証する制度です。単に、企業の本業・社業に留まっているような取組は、登録・認証の対象となりません。

企業の本業・社業に留まっていると判断される取組の例

- (1) 自社の製品・商品・サービス等の開発・販売
- (2) 地方公共団体等との災害協定の内容が請負契約等になっており、対価が発生する取組
- (3) 単なる会社や自社の製品等のPRと受け取れる社外への教育・啓発等の取組
- (4) 受注工事や業務委託等の範囲内の取組

現状・課題

- 企業の水循環に関する取組の中には、本業・社業として実施されているものが多くある。
- 優良事例の中には、地域連携や企業間連携、先進的な技術の活用など、広く社会に貢献している取組があるが、本業・社業であることを理由に登録・認証できていない。

本業・社業と考えられる優良事例を登録・認証するための審査基準(案)を検討

審査基準（案）

案1 本業・社業は全て認める。

案2 基本、本業・社業は認めるが、下記の項目を必須条件とする。

☐ 自治体、NGO、NPO、他業者などと連携しているか

☐ 自発的な取組であり、営利活動自体が健全な水循環に役立っていることを定量的に示せるか

※ただし、上記項目が社業の範疇である場合や、受注工事・業務委託等の範囲内で行われている場合は対象外

比較表

項目	案1	案2
概要	全て認める	条件付きで認める
考え方	幅広く受け入れ	取組内容で選ぶ
対象範囲	△広い	◎バランス
評価の質	△低い	◎高い
受注業務	含む	業務内容による
メリット	分かりやすく、登録・認証企業の増加につながりやすい	質と対象範囲のバランスがよく、登録・認証企業の質が担保される
デメリット	登録・認証企業の質の低下や制度の形骸化につながる恐れがある	今よりも申請、審査が煩雑になる

【論点】 本業・社業を登録・認証する審査基準は、上記案のいずれが適当か。